

事業所の送迎バスを活用した高齢者外出支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、事業所が運行する送迎バスの空席を活用して、高齢者に対して外出の支援を行うことを目的とする。

(利用対象者)

第2条 事業所の送迎バスを活用した高齢者外出支援事業（以下「外出支援事業」という。）の利用対象者は、大網白里市に居住し、満65歳以上で1人で送迎バスへの乗降が可能であるものとする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業所は、外出支援事業の目的を理解し、事業所の運営に支障がない範囲内で外出支援事業の利用者を無償で運送する。
- (2) 市は、事業所に対して外出支援事業の運営に必要な支援を行う。
- (3) 外出支援事業の運行路線、運行日及び運行時間は、事業所の運営に支障がない範囲内で、事業所が別に定めるものとする。

(協定の締結)

第4条 市は、外出支援事業実施にあたり、協力事業所と協定を締結する。

(利用申請)

第5条 外出支援事業の利用を希望する者は、事業所の送迎バスを活用した高齢者等外出支援事業利用申請書兼同意書（別記第1号様式。以下「利用申請書兼同意書」という。）を市長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第6条 市長は、前条に規定する利用申請書兼同意書を受理したときは、速やかに審査し、利用の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により利用の決定をしたときは、申請者に事業所の送迎バスを活用した高齢者等外出支援事業利用パスカード（別記第2号様式。以下「パスカード」という。）を交付し、利用却下を決定したときは、事業所の送迎バスを活用した高齢者等外出支援事業利用却下通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

(利用者の遵守事項)

第7条 前条第2項の規定によりパスカードを交付された者（以下「利用者」という。）は、利用申請書兼同意書で同意した事項を遵守しなければならない。

(パスカードの提示)

第8条 利用者は、乗車時にパスカードの提示を行わなければならない。

(利用時の事故等)

第9条 送迎バス運行中に発生した事故について運転手及び事業所の責に帰すべき事由がない場合は、利用者が一切の責任を負うものとする。

(譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、パスカードを他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(資格の喪失)

第11条 利用者が、第2条に規定する要件を満たさなくなったときは、外出支援事業を利用する資格を喪失する。

(パスカードの返還)

第12条 利用者が、前条の規定に該当することとなったときは、速やかにパスカードを返還しなければならない。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条）

事業所の送迎バスを活用した高齢者外出支援事業利用申請書兼同意書

年 月 日

大網白里市長 様

事業所の送迎バスを活用した高齢者外出支援事業の利用をしたいので、下記の事項に同意してパスカードの交付を申請します。

申請者	ふりがな 氏名	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 昭和 (満 歳)
	住所 〒	大網白里市
	電話	
緊急連絡先	氏名	続柄
	住所	電話
主な利用目的		
主な利用ルート		

記

本事業は、事業所利用者の送迎用として運行している送迎バスを、事業所の厚意による社会貢献として活用させていただく事業です。このことを理解し、本事業を円滑に進めるため以下の全ての内容に同意します。

- 1 送迎バスに乗車中は、運転手の指示に従い安全な乗車に努めること。
- 2 空席状況や運行時間の遅延により乗車できない場合があること。
- 3 運行時刻は事業所の業務に合わせて設定されたものであり、時間にずれが生じる場合があること。
- 4 利用に当たっては、個人での利用に限り、団体での利用はしないこと。
- 5 自らの不注意による事故は、運転手及び事業所に対してその責任を問わないこと。
- 6 市長が、利用申請書兼同意書に記載された住所、氏名、年齢、電話番号及び緊急連絡先を外出支援事業の円滑な運行のため事業所に提供すること。

第2号様式（第6条）

（表面）

事業所の送迎バスを活用した高齢者
外出支援事業利用パスカード

第 号

氏名 (年 月 日生)
住所

発行日 年 月 日
発行者 大網白里市長 印

緊急連絡先 氏名
住所
電話

（裏面）

利用上の注意事項

- 1 このカードに記載の利用者本人しか使えません。
- 2 **乗車するときに、このカードを運転者に提示し、**
降車場所を伝えてください。
- 3 利用資格を失ったときは、カードを返還してください。
- 4 このカードに有効期限の定めはありません。ただし、事業の廃止やカードの更新を必要とするときには、別途通知します。

第3号様式（第6条）

事業所の送迎バスを活用した高齢者外出支援事業利用却下通知書

年 月 日

申請者

様

大網白里市長

印

年 月 日付けで利用申請のありました事業所の送迎バスを活用した高齢者外出支援事業の利用について、審査の結果、下記の理由により外出支援事業の利用の却下を決定しましたので通知します。

記

1 却下の理由

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大網白里市長に対して不服申し立てをすることができます。